

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

貨物名:
メーカー名:
型及び銘柄:

CISTEC

2010.04.

(1 / 3)

別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 9-(7)暗号装置又はその部分品	判定欄	注釈	記入欄
[省令]第8条	輸出令別表第1の9の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該当 ○ 非該当 × 対象外 -		
九	暗号装置又は暗号機能を有する電子組立品、モジュール若しくは集積回路であつて、 次のイからホまでのいずれかに該当するもの (次のイからホまでのいずれか又は第3条第十九号ハ(二)2又は第10条第五号イに該当するものを除く。)又はこれらの部分品 (暗号機能を実現するために設計した部分品に限る。)	[]	除外 →3条、10条	
イ	デジタル方式の暗号処理技術(アナログ方式の暗号処理をデジタル方式の暗号処理技術を用いて実行するものを含む。)を用い、認証又はデジタル署名のため以外の暗号機能を有するように設計したものであつて、 次のいずれかに該当するもの	[]		
	(一) 対称アルゴリズムを用いたものであつて、 アルゴリズムの鍵の長さが56ビットを超えるもの	[]		数値 ()
	(二) 非対称アルゴリズムを用いたものであつて、 アルゴリズムの安全性が次のいずれかの有する困難性に基づくもの	[]		
	1 512ビットを超える整数の素因数分解	[]		数値 ()
	2 有限体上の乗法群における512ビットを超える離散対数の計算	[]		数値 ()
	3 2に規定するもの以外の群における112ビットを超える離散対数の計算	[]		数値 ()
ロ	暗号解析を行うように設計したものの	[]		
ハ	スペクトル拡散のための拡散符号の生成(周波数ホッピングのためのホッピング符号の生成を含む。)に暗号処理技術を用いるように設計したものを(二に該当するものを除く。)	[]	→二	
ニ	次のいずれかに該当するウルトラワイドバンド変調技術のためのチャンネル符号、スクランブル符号 又はネットワーク認識符号の生成に暗号処理技術を用いるように設計したものの	[]		
	(一) 帯域幅が500メガヘルツを超えるもの	[]		数値 ()
	(二) 瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が20パーセント以上のもの	[]		数値 ()
ホ	量子暗号を用いるように設計したものの	[]		
ヘ	暗号機能を有するスマートカード又はそのリーダライタであつて、次のいずれかに該当するもの	()	除外	
	(一) スマートカードであつて、次のいずれかに該当するもの	()	→ト~カ	
	1 トからカまでのいずれかに該当する装置に限定されて使用するものであつて、他の用途のためにプログラムの書き換えを行うことができないもの	()		
	2 個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合させることができ、それにより特定個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)に係る情報が記録され、又は記録されるように設計したものであつて、次の一から三までのすべてに該当するもの	()		
	一 暗号機能を専ら当該スマートカードに記録された個人情報の保護のためにのみ使用するもの	()		
	二 専ら公共施設若しくは商業施設において使用し、又は当該スマートカードに記録された個人情報に係る情報の認証のためにのみ使用するもの	()		
	三 当該スマートカードを使用する者が当該スマートカードの有する暗号機能を変更することができないもの	()		
	(二) リーダライタであつて、専ら(一)に該当するスマートカードに記録された個人情報に係る情報を読み取り、又は当該スマートカードに個人情報に係る情報を記録するように設計したものの(電気通信回線を通じて読み取り、又は記録するものを含む。)	()	→(一)	

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

貨物名:
メーカー名:
型及び銘柄:

CISTEC

2010.04.

(2 / 3)

別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 9 - (7) 暗号装置又はその部分品	判定欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第8条	輸出令別表第1の9の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
九	暗号装置又は暗号機能を有する電子組立品、モジュール 若しくは集積回路であつて、 次のイからホまでのいずれかに該当するもの (次のヘからカまでのいずれか又は 第3条第十九号ハ(二)2又は第10条第五号イ に該当するものを除く。)又はこれらの部分品 (暗号機能を実現するために設計した部分品に限る。)			
ト	ラジオ放送又は特定加入者用放送(テレビジョン放送に あつては、有線テレビジョン放送を含む。)の受信装置であ つて、復号化機能のみ又は加入者から放送事業者(テレビ ジョン放送事業者にあつては、有線テレビジョン放送事業 者を含む。)への課金情報若しくは番組関連情報を送信する ための暗号化機能のみを有するもの	()	除外	
チ	使用者によつて暗号機能の変更ができない装置であつて、 暗号機能として次のいずれかに該当する1又は2以上のもの のみを有するように設計したもの	()		
	(一) コピー防止されたプログラムを実行するための機能	()		
	(二) コピー防止された読み出し専用媒体上のデジタルコ ンテンツにアクセスをするための機能	()		
	(三) 同一内容で公衆に販売される媒体上に暗号化して記 憶されたデジタルコンテンツにアクセスするための機 能	()		
	(四) 著作権が保護された音声又は映像データの複製を 管理する機能	()		
	(五) 半導体デバイス又は集積回路の設計用のライブラリ、 設計属性又は設計関連データを保護する暗号化、復号化 又は暗号復号化機能	()		
リ	暗号装置であつて、銀行業務又は決済に使用するよう 設計したもの	()		
ヌ	民生用の携帯用電話機端末(携帯回線網用の電話その他 の無線回線網用の電話をいう。以下ラ及びワにおいて同じ。) 又は移動用電話機端末(専ら自動車その他の移動体 において使用するよう設計したものをいう。以下ラ及びワ において同じ。)であつて、次の(一)及び(二)に該当 するもの	()		
	(一) 他の電話機端末その他の装置(無線アクセスネット ワーク装置を除く。)に暗号化されたデータを直接 送信することができないもの	()		
	(二) 無線ネットワーク制御装置、基地局制御装置 その他の無線アクセスネットワーク装置 を経由して暗号化されたデータを伝達することが できないもの	()		
ル	コードレス電話機端末間での暗号化機能を有しないコード レス電話装置であつて、コードレス電話機端末と家庭内基地 局の間に無線中継器がない場合の一無線区間での電波到達最 長実効距離が400メートル未満のもの	()		数値 ()
ヲ	民生用の携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末 又は同等の無線機端末であつて、 次の(一)から(三)までのすべてに該当するものうち、 特定の民生産業用途に用いるために設計を変更したもの (暗号機能を変更していないものに限る。)	()		
	(一) 既に公開又は市販されている暗号標準(無断の複製を 防止するためのものであつて、公開されていない ものを含む。)に準拠したもの	()		
	(二) 暗号機能が使用者によつて変更できないもの	()		
	(三) 使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要 であるように設計されているもの	()		

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

貨物名:
メーカー名:
型及び銘柄:

CISTEC

2010.04.

(3 / 3)

別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 9-(7)暗号装置又はその部分品	判定欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第8条	輸出令別表第1の9の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
九	暗号装置又は暗号機能を有する電子組立品、モジュール 若しくは集積回路であつて、 次のイからホまでのいずれかに該当するもの (次のヘからカまでのいずれか又は 第3条第十九号ハ(二)2又は第10条第五号イ に該当するものを除く。)又はこれらの部分品 (暗号機能を実現するために設計した部分品に限る。)			
ワ	ラ(一)から(三)までのすべてに該当する民生用の 携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又はこれらと同等の 機能を有する無線機端末を保守するために設計した暗号機能を 有する装置であつて、 次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの (一)当該装置を使用する者が当該装置の有する暗号機能 を変更することができないもの (二)当該装置の有する暗号機能の使用に際して当該装置の 供給者又は販売店の技術支援が不要であるように 設計されているもの (三)携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又は これらと同等の機能を有する無線機端末が有する暗号 機能を変更することができないもの	()	除外	
カ	無線パーソナルエリアネットワークに用いられる装置で あつて、公開され、又は市販されている暗号標準を用いる もののうち、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信 を行うことができる範囲が30メートルを超えない範囲に 限定されているもの	()		数値 ()
		判定結果	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
作成責任者：(作成年月日： 年 月 日)		該当項番		
会社名	_____	① 輸出令別表第1の項番 []		
所属・役職	_____	② 貨物等省令の条項号等の番号等 []		
(フリガナ) 氏名	_____ 印	[]		
電話	_____	[]		